

特定非営利活動法人 初心会 定款（案）

第1章 総 則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人初心会という。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区松濤2丁目11番11号松濤伊藤ビル2階に置く。

第3条（目的）

この法人は、飲食業に携わる料理人、サービススタッフ及び関連する生産者の技術・知識・文化を記録し広く社会に発信することにより、飲食業の社会的評価の向上を図るとともに、飲食業及び農業・漁業等の一次産業への理解と関心を高め、次世代の担い手の育成を促進することを目的とする。

また、飲食業界における人材不足や後継者問題の解決に寄与し、努力や技術によって持続的なキャリアを築くことができる職業としての魅力を社会に伝えることで、地域社会及び産業の持続的発展に貢献する。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 社会教育の推進を図る活動
- ② 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ③ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ④ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

- ⑤ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑥ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑦ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業）

1 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ① 料理人、飲食店スタッフ及び生産者の技術・経験を記録し保存するアーカイブ事業
- ② 飲食業の仕事やキャリアに関する情報発信事業（映像、記事、書籍、ウェブメディア等）
- ③ 若者を対象とした職業教育及びキャリア支援事業
- ④ 飲食業界及び一次産業に関する講演会、イベント、展示会等の開催
- ⑤ 飲食業及び生産者の社会的価値を伝える広報・啓発事業
- ⑥ 飲食店と求職者をつなぐ人材育成・ネットワーク形成事業
- ⑦ 飲食文化及び食産業に関する調査研究事業
- ⑧ 国内外の料理人や食文化を紹介する交流事業
- ⑨ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- ① 書籍・映像・コンテンツの制作及び販売
- ② イベント・講座・セミナー等の開催
- ③ 企業・団体との共同プロジェクト

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げた事業に充てるものとする。

第2章 会 員

第6条（種別）

この法人の会員は、次の2種とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- ② 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人又は団体

第7条（入会）

- 1 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当の理由がある場合、入会を拒否することができる。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会届の提出をしたとき。
- ② 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- ③ 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- ④ 除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

- 1 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。
 - ① この定款に違反したとき。
 - ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

第12条（種別及び定数）

- 1 この法人に、次の役員を置く。
 - ① 理事 3人以上
 - ② 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長を2人以内置くことができる。

第13条（選任等）

- 1 理事及び監事は、理事会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 各役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事及びこの法人の職員を兼ねてはならない。

第14条（職務）

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② この法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第15条（任期等）

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条（解任）

- 1 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。
 - ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第18条（報酬等）

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

第19条（種別）

- 1 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第20条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第21条（総会の権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散及び合併
- ③ 会員の除名
- ④ 事業計画及び予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び決算
- ⑥ 役員の選任及び解任
- ⑦ 役員の職務及び報酬
- ⑧ 入会金及び会費の額
- ⑨ 資産の管理の方法
- ⑩ 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）並びに新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑪ 解散における残余財産の帰属
- ⑫ 事務局の組織及び運営
- ⑬ その他運営に関する重要事項

第22条（総会の開催）

- 1 通常総会は、事業年度終了後2月以内に毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - ② 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - ③ 監事が第14条第5項第4号の規定に基づき招集するとき。

第23条（総会の招集）

- 1 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第24条（総会の議長）

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第25条（総会の定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

第26条（総会の議決）

- 1 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

第27条（総会の表決権等）

- 1 各正会員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第28条（総会の議事録）

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ① 日時及び場所
 - ② 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第29条（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第30条（理事会の権能）

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項

- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第31条（理事会の開催）

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

第32条（理事会の招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第33条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第34条（理事会の議決）

- 1 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第35条（理事会の表決権等）

- 1 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第36条（理事会の議事録）

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ① 日時及び場所
 - ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

第37条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費

- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収益
- ⑤ 事業に伴う収益
- ⑥ その他の収益

第38条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

第39条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

第40条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第41条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計及びその他の事業会計の2種とする。

第42条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

第43条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第44条（暫定予算）

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第45条（予算の追加及び更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じた場合には、総会の議決を経て、既定の予算の追加又は更正をすることができる。

第46条（事業報告及び決算）

- 1 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第47条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ及びその他新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

第48条（定款の変更）

- 1 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人の定款を法第25条第3項に規定する事項（前項の所轄庁の認証を得なければならない定款の変更を除く。）に従い変更したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第49条（解散）

- 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - ① 総会の議決
 - ② 特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - ③ 正会員の欠亡
 - ④ 合併
 - ⑤ 破産手続開始の決定
 - ⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第50条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち理事会において議決したものに譲渡するものとする。

第51条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

第52条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

第53条（事務局の設置）

- 1 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 2 事務局に、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

第54条（職員の任免）

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第55条（組織及び運営）

事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

第56条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	西村	博之
理事	笠原	悠仁
理事	新井	祐一
理事	南	幸博
理事	内山	裕介
理事	對馬	健一
理事	磯田	岳人
理事	瀧	孝史
理事	尾花	輝邦
理事	楠	忠師
理事	勝俣	孝一
理事	武井	壮
監事	田賀	裕輝
監事	山下	遼太郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金 正会員（個人・団体）0円 賛助会員（個人・団体）360万円

年会費 正会員（個人・団体）0円 賛助会員（個人・団体）1口360万円
(1口以上)

以上

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 初心会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)		報酬の有無	役職名等
		氏名			
1	理事	ニシムラ ヒロユキ 西村 博之		無	理事長
2	理事	カサハラ ユウジン 笠原 悠仁		無	
3	理事	アライ ユウイチ 新井 祐一		無	
4	理事	ミナミ ユキヒロ 南 幸博		無	
5	理事	ウチヤマ ユウスケ 内山 裕介		無	
6	理事	ツシマ ケンイチ 對馬 健一		無	
7	理事	イソダ タケト 磯田 岳人		無	
8	理事	タキ タカシ 瀧 孝史		無	
9	理事	オバナ テルクニ 尾花 輝邦		無	
10	理事	クスノキ タダシ 楠 忠師		無	

	役 名	(フリガナ) 氏 名		報酬の有無	役職名等
11	理事	カツマタ コウイチ		無	
		勝俣 孝一			
12	理事	タケイ ソウ		無	
		武井 壮			
13	監事	タガ ユウキ		無	
		田賀 裕輝			
14	監事	ヤマシタ リョウタロウ		無	
		山下 遼太郎			
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

2026 年度

事業計画書

特定非営利活動法人 初心会

1 事業実施の方針

令和8年度においては、定款第5条第1項に掲げる特定非営利活動事業のうち、飲食業及び生産者の社会的価値を伝える広報・啓発事業（⑤）、アーカイブ事業（①）、情報発信事業（②）、若者を対象とした職業教育及びキャリア支援事業（③）、講演会・イベント等の開催（④）並びに交流事業（⑧）を実施する。各分野で活躍する一流料理人に密着したドキュメンタリー映像の制作・公開を主力事業として推進するとともに、その映像資料をデジタルアーカイブとして整理・保存し、飲食業の文化的記録を蓄積する。また、若者を対象とした体験型セミナー・イベント及び一次産業従事者による講演会を通じてロールモデルとの出会いを創出し、飲食業界への関心喚起とキャリア形成支援を行う。さらに、料理人・生産者の交流会を開催してネットワーク形成を促進するとともに、ウェブサイト・SNS等を活用した継続的な情報発信により、本法人の活動の認知度向上と賛同者・協力者の拡大を図る。

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

（事業費の総費用【14,000】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
飲食業及び生産者の社会的価値を伝える広報・啓発事業	料理人・職人の作業を撮影したドキュメンタリー映像を制作し公開する。	毎月1回	各店舗	3人	児童養護施設の児童等	100人	7,000
料理人、飲食店スタッフ及び生産者の技術・経験を記録し保存するアーカイブ事業	撮影した映像・音声・テキストをデジタルアーカイブとして整理・保存し、閲覧可能な状態で管理する。	毎月1回	オンライン	2人	飲食業・農漁業関係者	50人	2,000
若者を対象とした職業教育及びキャリア支援事業	児童養護施設の児童や一般・中高生が参加する料理人によるセミナーを開催する。	年1回	東京	3人	児童養護施設の児童等	100人	1,000
飲食業の仕事やキャリアに関する情報発信事業（映像、記事、書籍、ウェブメディア等）	セミナーや動画の告知記事・ウェブサイトの制作・SNS運用を行う。	毎月1回	Web	3人	飲食業のキャリア等に関心のある一般市民	1,000人	1,000

飲食業界及び一次産業に関する講演会、イベント、展示会等の開催	一次産業従事者・料理人による講演会・イベントを開催し、産業の魅力と価値を発信する。	年2回	東京	3人	飲食業・農業等にある市民	200人	2,000
国内外の料理人や食文化を紹介する交流事業	料理人・生産者・食文化関係者のネットワーク形成のための交流会を開催する。	年1回	東京	3人	料理人・生産者等	100人	1,000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【2,000】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
書籍・映像・コンテンツの制作及び販売	制作した映像コンテンツのパッケージ化・デジタル販売を行う。	不定期	オンライン	2	1,000
企業・団体との共同プロジェクト	企業スポンサーとの共同イベントの企画・運営を行い、資金調達と社会的認知を高める。	不定期	東京	2	1,000

※その他の事業の収入見込額は3,000千円(講演会・イベント等1,500千円、交流事業1,500千円)、事業費合計は2,000千円であり、剰余金1,000千円は特定非営利活動に係る事業費に充当する。

2027 年度

事業計画書

特定非営利活動法人 初心会

1 事業実施の方針

令和9年度においては、前年度（令和8年度）の実績を踏まえ、定款第5条第1項に掲げる全ての特定非営利活動事業（①～⑧）を網羅的に実施する。前年度に実施しなかった飲食店と求職者をつなぐ人材育成・ネットワーク形成事業（⑥）及び飲食文化・食産業に関する調査研究事業（⑦）を新たに開始し、飲食業界の人材確保と産業振興に積極的に取り組む。各事業の規模・頻度を前年度比で拡充し、受益者数の増加と地域展開を図ることで、本法人の社会的使命を着実に果たす。その他の事業については、映像・書籍コンテンツの販売、有料講座・セミナーの開催及び企業との共同プロジェクトを通じて収益を上げ、当該収益は特定非営利活動の財源に充当する。

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

（事業費の総費用【18,000】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
飲食業及び生産者の社会的価値を伝える広報・啓発事業	料理人・職人の作業を撮影したドキュメンタリー映像を月2回制作・公開し、より多くの料理人・生産者を取り上げる。	毎月2回	各店舗	3人	児童養護施設の児童等	150人	7,000
料理人、飲食店スタッフ及び生産者の技術・経験を記録し保存するアーカイブ事業	前年度に蓄積した映像・音声資料を拡充し、デジタルアーカイブの充実・公開拡大を図る。	毎月2回	オンライン	2人	飲食業・農漁業関係者	100人	2,000
若者を対象とした職業教育及びキャリア	年2回の料理人によるセミナーを開催	年2回	東京・他都市	3人	児童養護施設の児童等	200人	2,000

支援事業	し、東京に加えて他地域への展開を図る。						
飲食業の仕事やキャリアに関する情報発信事業(映像、記事、書籍、ウェブメディア等)	前年度に蓄積したコンテンツを活用し、月2回のウェブ更新・SNS発信を継続・拡充する。	毎月2回	Web	3人	飲食業のキャリア等に関心のある一般市民	2,000人	1,000
飲食業界及び一次産業に関する講演会、イベント、展示会等の開催	一次産業従事者・料理人による講演会・イベントを年2回開催し、規模を拡大する。	年2回	東京	3人	飲食業・農業等に関心のある市民	300人	2,000
飲食店と求職者をつなぐ人材育成・ネットワーク形成事業	飲食店と就職希望者をつなぐマッチングイベントを開催し、就職・採用支援を行う。	年2回	東京	3人	就職希望者・飲食店関係者	200人	1,500
飲食文化及び食産業に関する調査研究事業	飲食業・食文化に関する調査レポートを作成・公開し、産業の実態把握と情報提供を行う。	年1回	Web・東京	2人	飲食業関係者・研究者等	100人	1,000
国内外の料理人や食文化を紹介する交流事業	国内外の料理人・生産者との交流会・ネットワーク形成を年2回開催し、食文化	年2回	東京	3人	料理人・生産者等	150人	1,500

	交流を促進する。						
--	----------	--	--	--	--	--	--

(2) その他の事業

(事業費の総費用【2,400】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
書籍・映像・コンテンツの制作及び販売	制作した映像・書籍コンテンツの販売規模を拡大する。	不定期	オンライン	2	800
イベント・講座・セミナー等の開催	有料の料理講座・セミナーを開催し、収益を特定非営利活動に充当する。	不定期	東京	2	800
企業・団体との共同プロジェクト	企業との共同プロジェクトを通じて収益を上げ、特定非営利活動を財政的に支援する。	不定期	東京	2	800

※収入見込額：3,600 千円（講演会・イベント等 1,800 千円、交流事業 1,800 千円）。事業費合計（2,400 千円）を差し引いた剰余金 1,200 千円は、特定非営利活動に係る事業費に充当する。

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 初心会

(単位：円)

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益						
1	受取会費		16,000,000		0	16,000,000
	正会員受取会費	0				
	賛助会員受取会費	7,000,000				
	法人会員受取会費	9,000,000				
2	受取寄附金		1,000,000		0	1,000,000
	受取寄附金	1,000,000		0		
	施設等受入評価益					
3	受取助成金等		0		0	0
	受取補助金					
4	事業収益		0	-	3,000,000	3,000,000
	講演会・イベント事業収益			1,500,000		
	交流事業収益			1,500,000		
	事業収益					
	事業収益					
5	その他の収益		0		0	0
	受取利息					
経 常 収 益 計			17,000,000		3,000,000	20,000,000
【B】 経 常 費 用						
1	事業費		0		0	0
	(1) 人件費					
	給料手当					
	役員報酬					
	退職給付費用					
	福利厚生費					
	(2) その他経費		14,000,000		2,000,000	16,000,000
	会議費	200,000		600,000		
	旅費交通費	800,000		1,400,000		
	映像制作費・外注費	12,000,000				
	減価償却費					
	印刷製本費	1,000,000				
事業費計			14,000,000		2,000,000	16,000,000
2	管理費		0		0	0
	(1) 人件費					
	役員報酬					
	給料手当					
	退職給付費用					
	福利厚生費					
	(2) その他経費		3,000,000		0	3,000,000
	消耗品費	590,000				
	水道光熱費	10,000				
	通信運搬費	0				
	地代家賃	1,800,000				
	旅費交通費	600,000				
	減価償却費					
管理費計			3,000,000		0	3,000,000
経 常 費 用 計			17,000,000		2,000,000	19,000,000
当期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			0		1,000,000	1,000,000
【C】 経 常 外 収 益						
	固定資産売却益					
	過年度損益修正益					
経 常 外 収 益 計			0		0	0
【D】 経 常 外 費 用						
	固定資産売却損					
	災害損失					
	過年度損益修正損					
経 常 外 費 用 計			0		0	0
当期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0		0	0
経 理 区 分 振 替 額・・・③			1,000,000		-1,000,000	0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・④			1,000,000		0	1,000,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤						
前期繰越正味財産額・・・⑥						
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ④-⑤+⑥						1,000,000

令和9年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 初心会

(単位：円)

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益						
1	受取会費		20,000,000		0	20,000,000
	正会員受取会費	0				
	賛助会員受取会費	10,000,000				
	法人会員受取会費	10,000,000				
2	受取寄附金		400,000		0	400,000
	受取寄附金	400,000		0		
	施設等受入評価益					
3	受取助成金等		0		0	0
	受取補助金					
4	事業収益		0		3,600,000	3,600,000
	講演会・イベント事業収益			1,800,000		
	交流事業収益			1,800,000		
	事業収益					
	事業収益					
5	その他の収益		0		0	0
	受取利息					
経常収益計			20,400,000		3,600,000	24,000,000
【B】 経常費用						
1	事業費		0		0	0
	(1) 人件費					
	給料手当					
	役員報酬					
	退職給付費用					
	福利厚生費					
	(2) その他経費		18,000,000		2,400,000	20,400,000
	会議費	300,000		800,000		
	旅費交通費	1,000,000		1,600,000		
	映像制作費・外注費	15,700,000				
	減価償却費					
	印刷製本費	1,000,000				
事業費計			18,000,000		2,400,000	20,400,000
2	管理費		0		0	0
	(1) 人件費					
	役員報酬					
	給料手当					
	退職給付費用					
	福利厚生費					
	(2) その他経費		3,600,000		0	3,600,000
	消耗品費	700,000				
	水道光熱費	10,000				
	通信運搬費	0				
	地代家賃	2,200,000				
	旅費交通費	690,000				
	減価償却費					
管理費計			3,600,000		0	3,600,000
経常費用計			21,600,000		2,400,000	24,000,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			-1,200,000		1,200,000	0
【C】 経常外収益						
	固定資産売却益					
	過年度損益修正益					
経常外収益計			0		0	0
【D】 経常外費用						
	固定資産売却損					
	災害損失					
	過年度損益修正損					
経常外費用計			0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0		0	0
経理区分振替額・・・③			1,200,000		-1,200,000	0
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④			0		0	0
法人税、住民税及び事業税・・・⑤						
前期繰越正味財産額・・・⑥						1,000,000
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥						1,000,000

特定非営利活動法人初心会 設立趣意書

1 設立の趣旨

(1) 設立の背景

日本の飲食業界は、長年にわたり食文化の発展を支えてきた。

近年、飲食店における深刻な人手不足、後継者不在、若年層の就業意欲の低下など、構造的な課題が顕在化している。

一方で、料理人やサービススタッフの技能は世界的に高く評価されており、日本の食文化は国際的なブランド価値を持つ。しかし国内では、その価値が十分に社会的評価として可視化されているとは言い難い。

さらに、AI技術の急速な発展により多くの職種が変容する中、飲食業や一次産業は「人間の身体性・感性・経験」が不可欠であり、AIでは代替困難な領域として再評価されつつある。

こうした状況を踏まえ、飲食業に携わる人々の価値を社会に再提示し、若者が誇りを持ってこの世界に飛び込める環境を整えることが急務であると考えます。

(2) 設立の目的

本法人は、飲食業およびそれを支える一次産業の価値を社会に広く伝え、次世代の担い手を育成することを目的とする。特に以下の点を重視する。

- ・飲食店で働く職人の技術・仕事を記録し、文化資産として残すこと
- ・飲食業界を志望する若者を増やし、キャリアとしての魅力を可視化すること
- ・農業・漁業など一次産業へのリスペクトを社会に根付かせること
- ・「料理人・飲食の仕事はカッコいい」「きちんと稼げる」という事実を発信すること
- ・人手不足・後継者問題の解消に寄与すること
- ・コネや特別な才能がなくても、努力によって成功できる産業であることを示すこと
- ・AI時代においても安定した職能であることを社会に伝えること

(3) 活動の必要性

飲食業界は、技能の継承が口伝・現場中心で行われてきたため、体系的な記録が不足している。これにより、優れた技術が世代交代の過程で失われる危険性が高い。

また、若者の間では「飲食業は不安定」「長時間労働」「低賃金」というイメージが先行し、実態との乖離が生じている。実際には、技能を磨けば高い収入を得られる職人も多く、独立や海外進出など多様なキャリアパスが存在する。

飲食業は農業・漁業など一次産業と密接に結びついており、食文化全体の持続可能性を考える上でも、両者を一体として捉える視点が不可欠である。

これらの課題に対し、民間の柔軟性を活かしたNPOの活動は大きな意義を持つ。

(4) 活動内容（予定）

本法人は、以下のような非営利活動を展開する。

- ① 飲食店職人の記録・アーカイブ事業
 - ・映像・文章・インタビューによる技能記録
 - ・店舗の歴史や哲学のアーカイブ化
 - ・公開ライブラリの整備
- ② 若者向けキャリア支援・啓発事業

- ・職人の仕事紹介コンテンツ制作
- ・学校・自治体との連携による講演・ワークショップ
- ・インターンシップ・職場体験のコーディネート
- ③ 一次産業との連携促進事業
 - ・生産者の現場を伝えるドキュメンタリー制作
 - ・農漁業体験プログラムの企画
 - ・生産者と飲食店の交流イベント
- ④ 労働環境・キャリアモデルの可視化事業
 - ・飲食業で「稼げる」キャリアの実例紹介
 - ・独立支援やキャリア相談
 - ・海外で活躍する日本人料理人の紹介
- ⑤ 人手不足・後継者問題への支援事業
 - ・求職者と店舗のマッチング支援
 - ・後継者候補の育成プログラム
 - ・地域飲食店の活性化支援

(5) 期待される社会的効果

本法人の活動により、以下の効果が期待される。

- ・飲食業の社会的地位向上
- ・若者の就業意欲の向上と人材不足の緩和
- ・技術・文化の継承による食文化の発展
- ・一次産業への理解とリスペクトの醸成
- ・地域経済の活性化
- ・AI時代における「人間の仕事」の価値再認識

(6) まとめ

飲食業は、人々の生活を支える不可欠な産業であり、同時に文化そのものである。しかしその価値は、十分に社会に伝わっているとは言えない。私たちは、飲食業に携わるすべての人々の努力と情熱を記録し、次世代へとつなぐ役割を担いたいと考える。

「初心会」という名称には、職人が最初に抱いた「初心」を忘れず、未来の担い手へと受け継ぐという願いを込めた。本法人の設立により、飲食業界と一次産業がより豊かに発展し、若者が誇りを持って働ける社会の実現を目指す。

活動を継続的かつ安定的に実施するには、資金調達、各種契約の締結、社会的信頼の確保が不可欠であり、そのためには法人格の取得が必要であると判断した。また、当団体は営利を目的とせず、社会課題の解決を目的とした活動を実施するものであることから、NPO法人として法人化することが最適であると考え、設立に至った。

2 設立申請に至るまでの経過

2024年10月20日	フランスにて	特定非営利活動法人 初心会の設立を構想
2025年4月14日	フランスにて	任意団体として飲食店へのインタビューを始める
2025年6月25日	フランスにて	飲食店インタビュー
2026年1月1日	東京にて	飲食店インタビュー
2026年1月22日	フランスにて	飲食店インタビュー
2026年2月2日	オンライン	製茶場インタビュー
2026年2月5日	オンライン	飲食店インタビュー
2026年2月6日	オンライン	飲食店インタビュー

2026年2月9日 金沢にて 製茶場インタビュー
2026年2月17日 オンラインにて 飲食店インタビュー
2026年2月21日 オンラインにて 飲食店インタビュー
2026年2月17日 オンラインにて 飲食店インタビュー
2026年3月8日 オンラインにて 飲食店インタビュー
2026年3月12日 東京にて 飲食店インタビュー
2026年3月13日 東京にて 飲食店インタビュー
2026年3月14日 東京にて 飲食店インタビュー
2026年3月17日 東京にて 飲食店インタビュー&撮影ロケ
2026年3月19日 東京にて 飲食店インタビュー
2026年3月31日 オンライン 食品加工会社インタビュー
2026年4月8日 オンラインにて 飲食店インタビュー
2026年4月16日 東京にて 飲食店撮影
2026年4月20日 金沢にて 製茶場インタビュー

令和8年8月10日

設立代表者

氏名 西村 博之